

○船員労働委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 会議 第一節 第五節（略） 第六節 雇用均等調停委員会（第二十二條・第二十三條） 第七節 第十節（略） 第三章 第六節（略） 第七章 労働争議以外の労働関係紛争 第一節（略） 第二節 雇用機会均等法の労働関係紛争の調停（第三百三十六條―第四百二十二條） 第八章 第十一章（略） 附則 第二章 会議 第一節 通則 （会議の種類） 第五條 委員会は、次の各号に掲げる会議を開く。 一 五（略） 六 雇用均等調停委員会 七 十（略） （会議の招集、議長、報告及び議事録） 第六條 会議は、次の各号に掲げる者が、招集し、その	目次 第一章（略） 第二章 会議 第一節 第五節（略） 第六節 女子船員調停委員会（第二十二條・第二十三條） 第七節 第十節（略） 第三章 第六節（略） 第七章 労働争議以外の労働関係紛争 第一節（略） 第二節 女子船員の労働関係紛争の調停（第三百三十六條―第四百二十二條） 第八章 第十一章（略） 附則 第二章 会議 第一節 通則 （会議の種類） 第五條 委員会は、次の各号に掲げる会議を開く。 一 五（略） 六 女子船員調停委員会 七 十（略） （会議の招集、議長、報告及び議事録） 第六條 会議は、次の各号に掲げる者が、招集し、その

議長となつてその事務を掌理し、会長を除きその経過及び結果を会長に報告する。

一・二 (略)

三 調停委員会、仲裁委員会、雇用均等調停委員会、船員労働基準審議会及び小委員会にあつては、それぞれ委員長

四 (略)

2・3 (略)

4 事務局長は、総会の議事録については直後の総会の承認を、公益委員会の議事録については会長の承認を、公益委員分科会の議事録については分科会長の承認を、調停委員会、仲裁委員会、雇用均等調停委員会、船員労働基準審議会及び小委員会の議事録についてはそれぞれの委員長の承認を、最低賃金専門部会及び船員職業安定部会の議事録についてはそれぞれの部会長の承認を受けるものとする。

第六節 雇用均等調停委員会

(設置等)

第二十二條 船地労委に、雇用機会均等法第三十一條第三項の合議体として、雇用均等調停委員会（以下「均等調停委」という。）を置く。

2 均等調停委は、地方運輸局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から船地労委に船員と事業主（以下「関係当事者」という。第七章第二節において同じ。）との間の紛争に関し雇用機会均等法第三十一條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十八條第一項の規定に基づく調停の委任があつたときは、当該調停の事務を取り扱う。

3 均等調停委の委員は、雇用機会均等法第三十一條第

議長となつてその事務を掌理し、会長を除きその経過及び結果を会長に報告する。

一・二 (略)

三 調停委員会、仲裁委員会、女子船員調停委員会、船員労働基準審議会及び小委員会にあつては、それぞれ委員長

四 (略)

2・3 (略)

4 事務局長は、総会の議事録については直後の総会の承認を、公益委員会の議事録については会長の承認を、公益委員分科会の議事録については分科会長の承認を、調停委員会、仲裁委員会、女子船員調停委員会、船員労働基準審議会及び小委員会の議事録についてはそれぞれの委員長の承認を、最低賃金専門部会及び船員職業安定部会の議事録についてはそれぞれの部会長の承認を受けるものとする。

第六節 女子船員調停委員会

(設置等)

第二十二條 船地労委に、雇用機会均等法第二十七條第三項の合議体として、女子船員調停委員会（以下「女子調停委」という。）を置く。

2 女子調停委は、地方運輸局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から船地労委に女子船員と事業主（以下「関係当事者」という。第七章第二節において同じ。）との間の紛争に関し雇用機会均等法第二十七條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項の規定に基づく調停の委任があつたときは、当該調停の事務を取り扱う。

3 女子調停委の委員は、雇用機会均等法第二十七條第

三項の規定により船地労委の会長が指名する。 4 均等調停委の委員長は、委員が互選する。 5 均等調停委の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。 6 第十八条第三項の規定は、均等調停委について準用する。	(定足数及び議事) 第二十三条 均等調停委は、委員二人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 2 均等調停委の議事は、委員の過半数で決する（第四百四十条第一項に規定する場合を除く。）。 3 均等調停委の会議及び議事録は、公開しない。	第七章 労働争議以外の労働関係紛争 第二節 雇用機会均等法の労働関係紛争の調停 (関係当事者等からの事情聴取等)	第二百三十六条 雇用機会均等法第三十一条第四項において準用する同法第二十条第一項又は第二項の規定により船地労委から出頭を求められた者は、均等調停委に出頭しなければならぬ。この場合において、当該出頭を求められた者は、均等調停委の委員長（以下この節において「委員長」という。）の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。 2 補佐人は、委員長の許可を得て陳述を行うことがで
三項の規定により船地労委の会長が指名する。 4 女子調停委の委員長は、委員が互選する。 5 女子調停委の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。 6 第十八条第三項の規定は、女子調停委について準用する。	(定足数及び議事) 第二十三条 女子調停委は、委員二人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 2 女子調停委の議事は、委員の過半数で決する（第四百四十条第一項に規定する場合を除く。）。 3 女子調停委の会議及び議事録は、公開しない。	第七章 労働争議以外の労働関係紛争 第二節 女子船員の労働関係紛争の調停 (関係当事者等からの事情聴取等)	第二百三十六条 女子調停委は、事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者（法人である場合には、女子調停委が指定する者）の出頭を求めることができる。 2 前項の規定により出頭を求められた者は、女子調停委に出頭しなければならぬ。この場合において、当該出頭を求められた者は、委員長の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。 3 補佐人は、委員長の許可を得て陳述を行うことがで

きる。

3 雇用機会均等法第三十一条第四項において準用する同法第二十条第一項又は第二項の規定により船地労委から出頭を求められた者は、委員長の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、雇用機会均等法第三十一条第四項において準用する同法第二十条第一項の規定により船地労委から出頭を求められた者は、委員長の許可を得て他人に代理させることができる。

4 前項の規定により他人に代理させることについて委員長が許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、委員長に提出しなければならない。

（文書等の提出）

第百三十七条 均等調停委は、事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に関する文書又は物件の提出を求めることができる。

（調停手続の実施の委任）

第百三十八条 均等調停委は、必要があると認めるときは、調停の手続の一部を特定の均等調停委の委員に行わせることができる。この場合において、第六条第一項第三号並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は適用せず、第百三十六条の規定の適用については、同条中「委員長」とあるのは、「特定の均等調停委の委員」とする。

第百三十九条 削除

きる。

4 関係当事者及び第一項の規定により女子調停委が指定する者は、委員長の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、これらの者は、委員長の許可を得て他人に代理させることができる。

5 前項の規定により他人に代理させることについて委員長が許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、委員長に提出しなければならない。

（文書等の提出）

第百三十七条 女子調停委は、事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に関する文書又は物件の提出を求めることができる。

（事実の調査等）

第百三十八条 女子調停委は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を特定の委員又はその他の者に委嘱することができる。

（労使委員からの意見の聴取）

第百三十九条 女子調停委は、雇用機会均等法第二十七

(調停案の受諾の勧告) 第四百四十条 船地労委の調停案の作成は、均等調停委の委員全員の一致をもつて行うものとする。 2・3 (略)	条第三項後段の規定により関係当事者からの申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、船地労委の会長が指名する使用者委員及び労働者委員から当該事件につき意見を聴くものとする。
第四百四十一条 削除	(調停案の受諾の勧告) 第四百四十条 船地労委の調停案の作成は、女子調停委の委員全員の一致をもつて行うものとする。 2・3 (略) (調停の打ち切り) 第四百四十一条 船地労委は、女子調停委が調停の事務を継続することが適当でないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。 2 船地労委は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、理由を付して、その旨を関係当事者の双方に通知するものとする。